

	新潟市教育委員会 平成24年4月 定例会会議録			
日 時	平成24年4月16日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	高 居 和 夫
	教 育 次 長	白井 裕司	総 合 教 育 センター所長	吉 原 修 英
	教 育 次 長 中央図書館長	三保 恵美子	学 校 支 援 課 長	高 橋 恒 彦
	教 育 政 策 監	伊 藤 充	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	河 内 一 美
	教 育 総 務 課 長	岩 名 俊 明	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	宮 本 周 英
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	松 原 伸 直
	学 務 課 長	高 橋 豊	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山 下 洋 子
	施 設 課 長	本 間 寿 晴	歴 史 文 化 課 長	倉 地 一 則
	保 健 給 食 課 長	水 野 利 数	教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 緑	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第1号	第30期社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第3号	新潟市文化財の指定解除について
報告 (2件)	記 号	件 名
		第29期新潟市社会教育委員建議について
		小・中学校教員採用選考検査について
協議題 (0件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午後3時30分開会を宣言する。

新年度始まって以来、初めての定例会を始めさせていただきます。

本日の報道は、新潟日報社です。撮影もあるということでございます。よろしくお願いします。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

齋藤委員、佐藤委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

では、付議事件議案第1号、生涯学習課お願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

1ページの議案第1号「第30期新潟市社会教育委員の委嘱について」説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条に基づいて委嘱しておりますが、定数及び任期は、同法第18条の規定により、地方公共団体の条例に定めることとされており、本市条例では定数11人、任期2年としています。現在の委員は、平成24年5月1日までの任期となっておりますので、次期第30期につきましては、平成24年5月2日から平成26年5月1日までの2年間の任期となります。

2ページに委員名簿がございますので、ご覧ください。現在の第29期の委員を下段に、第30期の委員としてお願いしたい方を上段に記載してございます。今回は、在任期間の長い方などの交代により、新任委員が6名、継続委員が5名となっております。また、女性委員は5名、45.5%の比率です。改選にあたりましては、委員の公募を行い、3名の応募がありましたが、残念ながら該当者がおりませんでしたので、私どものほうで委員の構成などに配慮し、記載の11名の方とさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見はありますか。

○佐藤委員

質問なのですがけれども、新潟大学の相庭さんと雲尾さんというのは前期もやられていますよね。この方々2人残っているのは、何か理由があるのですか。

○生涯学習課長

社会教育の関連で造詣が深いということで、引き続いてお願

いすることいたしました。

○佐藤委員

造詣が深いから頼むので、造詣のない人は頼んでもしょうがないわけでしょう。学問専門にやっているわけだから。この2人はしょっちゅう会っているのです。だから、新潟大学に2人も必要なのですか。

○生涯学習課長

委員につきましては、新潟大学で同じ大学ということではございますけれども、社会教育系のところということで、お願いさせていただいております。

○佐藤委員

だから2人も必要なのですかと聞いているのです。

○生涯学習課長

今回につきましては、必要でございます。

○佐藤委員

なぜですか。

○委員長

では、理由をお願いいたします。

○佐藤委員

というのは、僕が委員長のとくに、こういう付議事件は、まず検討事項に挙げて、それから付議事件に挙げてほしいとお願いしているのです。突然、付議事件に來られても困るのです。検討のしようがない。これは、以前、全課に通達をしていたのです。だから、それが全く連携されていないということなのです。

○生涯学習課長

分かりました。

○佐藤委員

僕はこれを認めるわけにはいかない。

○沢野委員

先ほど、公募の方が3名あったとおっしゃいましたが、値しないといえますか、想定しないと言われましたが、その辺の基準といえますか、理由というものはどういったものなのでしょう。せっかく公募されたのですが。

○生涯学習課長

公募につきましては、3名の応募がございましたけれども、1名につきましては、本市のほかの附属機関等の委員をされているということで、これにつきましては、審査の対象外ということにさせていただきました。また、あと2名につきましては、社会教育の関係ということで、選考委員会を設けまして、現社会教育委員2名、事務局2名で選考しましたところ、該当しなかったという結果になりました。

○沢野委員

該当しないというのは、どういう理由で該当しなかったのかと。例えば、すごい高齢だと。別に高齢でもよろしいですけども。

○委員長

理由をお願いいたします。

○生涯学習課長

選考しました結果ですが、作文を書いていた中で、社会教育の専門性ですとか、そういうことについての論文の中で、点数化した中では基準点に満たなかったというところが主な理由でございます。

○沢野委員	基準というのがあるわけですか。
○生涯学習課長	そうです。
○沢野委員	何かそれは、この中に盛り込まれていないのですか。
○佐藤委員	よくわかりません。今ごろ新潟大学の2人は必要あるのか。それに対して、理由が明確に答えられていないじゃないですか。
○委員長	吉村委員，何かございますか。
○吉村委員	いえ，大変失礼ながら，課長さんもまだ，着任したばかりですし，その辺の引き継ぎも，あるいは前回の佐藤委員の話もしっかりと届いていたかどうかというところや，準備不足があったのかもしれないので，しかしながら，そう時間も焦ることではないので，別に後で，この手続きも含めて，課長さんから委員にご説明なり，連絡なりということで，この場は，こういったことでとりあえず。
○佐藤委員	考え方は，よく分かります。あえて課長に文句を言っているわけではないです。だから，そういった物事を決めるうえでの手順というものを，僕が委員長のとときに，本当に明確にきちんとやってくれとお願いしているにもかかわらず，やられていないということが問題なのです。
○吉村委員	間に合えば，これを一旦おきまして，今日の会議の最後にもう一度，整理させて，ご説明いただいて，それで私どもが納得できれば思います。だめであれば，またもう一回考えて。
○委員長	齋藤委員，どうでしょうか。
○齋藤委員	今のことに関連してですか？もし，可能であればそういう形で，今，吉村委員が言われたような形で，お願いできればありがたいなと思っています。 それから，私も前回，質問したおぼえがあるのですが，任期は2年で，何年までとか，継続は何回までとか，そういう内規があるのですか。
○生涯学習課長	市のほうでは，附属機関等に関する指針というものを持っておりまして，基本的には通算の在任期間が6年を超えないものとするというところで，交代できるものにつきましては，見直しをかけていくということになっております。ただ，専門性がありますとか，そういう中で，必ずしも一律にということではございません。
○齋藤委員	一番長い方は何年くらいやっているのですか。
○生涯学習課長	6年です。
○齋藤委員	6年が終わったということですか。この2年で。
○生涯学習課長	はいそうです。
○齋藤委員	以前も，私も同じようなことを申し上げたと思うのですけれ

ども、選考される基準になっている方はみんな専門性を持っている方です。ある意味では。それで6年を終える場合とか、6年間は続けてずっと一人の人がやっている。あるいは、一人の人は2年間で交代する。その辺のところ、何か明確に理解できないといいますか、必然性とか、そういうものがよく分からないのです。私は、前回、たしか29期の方のある民間の放送局から入っていらっしゃる方が、長く続けていらっしゃる。放送局はたくさん、マスコミもたくさんありますけれども、なぜこの放送局の方が長い間、続けているのかという質問をしたおぼえがあります。今度、交代されましたけれども、そういう疑問というのは、今、佐藤委員が言われたように、新潟大学から2人、しかも同じ学科からずっと2人が続けている。新潟にそんなに人材がないのかなというように、一般の方は思うのではないかということだと思っております。ですから、佐藤委員が委員長のとときに言われたので、その辺のところをもう一回、再確認していただきたいと思っております。前の人は新任の方がいらしたり、新しく座長が代わったり、これは全く一般の市民の方に言い訳できない部分ですので、そのところは佐藤委員と同じ気持ちです。

○委員長

ありがとうございました。では、佐藤委員から、もう一度、ご意見をいただきたいのですけれども、吉村委員のおっしゃったご意見のように、後ほど、また生涯学習課のほうでいろいろと精査してから、最後に審議させていただくということによろしいでしょうか。

○佐藤委員

はい。

○生涯学習課長

分かりました。

○委員長

ありがとうございました。

では、議案第2号「新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」、中央図書館お願いいたします。

○中央図書館企画管理課長

中央図書館でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議案の3ページをご覧いただきたいと思っております。議案第2号「新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」でございます。概要につきまして、ご説明いたします。

規則の名称は、新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。改正理由及び改正内容につきましては、江南区文化会館内に移転開館する新潟市立亀田図書館が江南区を中心図書館になることに伴い、休館日、開館時間の変更となりますので、名称を第3条第3項から削除し、第2項に加えるものでございます。施行期日は、新潟市江南区文化

会館条例の施行の日からでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。新潟市立図書館条例施行規則新旧対照表をご覧いただきたいと思います。改正案が左側でございますが、第3条第2項の新潟市立山の下図書館の後に、新潟市立亀田図書館を加えまして、右側の現行部分につきましては、次の6ページをご覧いただきたいと思いますが、6ページの第3項、新潟市立亀田図書館を削除するというところでございます。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議をお願いします。

○委員長

ありがとうございました。これにつきまして、ご質問ございますか。では、皆さんよろしいでしょうか。議案第2号のご承認をお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号「新潟市文化財の指定解除について」、歴史文化課お願いいたします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。資料の7ページをご覧ください。議案第3号「新潟市文化財の指定解除について」です。3月教育委員会定例会で説明いたしました。新潟市文化財の天然記念物で西蒲区東中の円明寺旧墓地の黒松と秋葉区車場の大楓の指定解除案件2件について、3月22日に開催されました新潟市文化財保護審議会へ諮問したところ、8ページのように諮問のとおり、文化財指定の解除が適当である旨の答申をいただきました。つきましては、文化財保護審議会の答申のとおり、文化財の指定解除を決定していただきたく、お願いするものであります。なお、円明寺の黒松につきましては、管理者である西蒲区が3月31日に伐採をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

これらにつきまして、ご質問ございますか。ないようであれば、私から一つ質問させていただきます。答申案はこれでよろしいのですけれども、審議会ではどのようなご意見が出たか。差し支えない範囲でけっこうですので、お願いいたします。

○歴史文化課長

文化財保護審議会におきましては、貴重な天然記念物が枯れる、それから、マツクイムシにやられるということで、非常に残念なことではあるということです。そういう状態になる前に手を打てなかったかということで、例えば県におきましては、文化財パトロールということで、文化財の調査等、文化財をパトロールして歩くということをやっていますけれども、そういうものも市の指定文化財において、文化財パトロールをするよ

○委員長	うな検討ができないかというようなご要望をいただきました。
○歴史文化課長	パトロールというのは、市の歴史文化課の人たちがパトロールするということですか。
○委員長	いえ、職員ではなくて、専門家といえますか、文化財に詳しい方がエリアを定めて、県の場合ですと新潟市を3地域に分けて、国の指定、それから県指定の文化財を年に最低1回は見て歩く。それで、改修とか、注意しなければいけない点など調査した結果を県の教育事務所に報告する。報告されたものが、市町村にフィードバックされるというようなシステムです。
○歴史文化課長	これまででは、二百いくつくらい、このものがあるというわけですね。新聞を拝見しますと。それが常々回って、それこそパトロールをされていなかったということでしょうか。
○委員長	新潟市においては、そういう専門の方をお願いして、文化財パトロールという形は、残念ながら取っておりませんでした。区役所の担当職員が見て回る。あるいは、もし状況の変化があった場合については、近くの所有者の方からご連絡をいただいて、区の職員、あるいは私ども歴史文化課の職員が出かけて行って見るというようなやり方を取っています。
○歴史文化課長	樹木医さんというのがいますよね。木のお医者さんとか、そういう方は新潟市にもいらっしゃるのですか。
○委員長	いえ、樹木医さんはいます。たくさんいらっしゃいますが、樹木医さんに見ていただきますと、けっこうなお金が必要になってきますので、予算的な面も含めて、少し難しかったと。
○歴史文化課長	これはまさに人災だと思います。300年とか、400年とか、ずっと生きてきた木が、本当に枯れてなくなっていくということは、とても忍びがたい。それで、木の一部が歴史文化課のほうに保存されるのはいいのですけれども、地元のところに、何かしら今まで生きてきたものを残せる、何か形というものが残らないと、地域の人たちから見たときに、今まで何百年も息づいてきた木が、ここであったよな。我々を元気にしてくれていたのだよなという、何か証がないと気の毒だと思うのです。その辺については、いかがですか。
○歴史文化課長	このたび、両方枯れてしまいましたので、やむを得ず伐採という形になりましたけれども、記念の標置を残すとか、あるいは今後の文化財の調査報告書というものを毎年出しておりますので、その中で記録保存という形で残しておくなどしたいと思っています。
○委員長	これを見ると、こういうことが起こらないように、綿密に手入れをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

す。

○沢野委員

先ほど、樹木医の方に見ていただくと費用がかかるとおっしゃいましたけれども、そういう本当に歴史のあるものを残していこうとしたときに、予算をつけてではないですけども、そうやってみてもらうのも、計画の中に入れるということはできないのでしょうか。

○歴史文化課長

今現在、状態が悪いといいますか、何らかの樹勢回復なりの手当が必要な場合には、樹木医さんをお願いして、診断を仰ぐということにしておりますけれども、常日ごろ、定期的に樹木医さんに巡回をしていただくという形になりますと、それなりに予算は必要になってきます。そこまでは少し難しいかなと思います。

○沢野委員

できるだけ可能な限り、生かしてあげられるようなものができたらいいと思います。

○委員長

では、この件に関しましては、以上でよろしいでしょうか。議案第3号のご承認をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、生涯学習課からお願いいたします。

○生涯学習課長

議案1号についてよろしいでしょうか。

○佐藤委員

ここに関連があるので。報告書に問題があると思って。

第4 報 告

○委員長

よろしいでしょうか。報告案件をお願いいたします。生涯学習課お願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

第29期新潟市社会教育委員から提出されました建議書について、概要をご報告させていただきます。10ページに建議書の概要を記載してございますので、ご覧ください。また、11ページから40ページに建議書の写しを入れさせていただいてございます。よろしくお願いいたします。

第29期の社会教育委員会議では、子どもたちにかかわるさまざまな問題の中で、家庭と地域の教育力の低下が指摘されていることから、本市の実情を把握し、子どもたちを地域全体ではぐくんでいくために、地域の教育力向上に向けた施策について、提案をまとめました。建議書は三部構成となっておりますが、第1章では、社会教育委員会議で、このテーマで取り組むこととなった社会的背景を示し、第2章では平成22年に実施した市民意識調査と平成23年に実施した地域団体等の実態調査の結果を分析しています。そして、これらを踏まえまして、第3章で社会教育が取り組むべき22の具体的な提案をいただいております。

す。

内容としては、コミュニティ協議会や公民館、あるいは学校などを活用し、地縁によるネットワークを充実させていくための取組とNPOや企業と協力、連携を作り出していく新しいネットワーク創造に向けた取組についての幅広い提案となっています。

10 ページの建議の要点2のところ、提案例として少しご紹介をさせていただきますが、例えば、地縁系ネットワークの拡充の取組としましては、提案1のように、地域づくりの大きな力となっているコミュニティ協議会の活動の一層の充実を図るために、運営体制の援助、とりわけ活動拠点の確保に向けた支援の拡充が必要であるといったものや、提案8のように、学校の特別教室なども住民に開放し、学びの場としていくような配慮が必要ではないかといったものがあります。

また、新しいネットワークそのものとしては、提案13のように、企業においても、さまざまな社会貢献活動がなされ、家庭や地域の教育力向上に果たす役割が大きいことから、家庭教育の充実に向けて、自主的に取り組む企業を家庭教育支援協力企業とし、行政が支援をしていくといったものや提案22のように公民館などの社会教育施設において、市民が連携・協働する機会を積極的に設けていくことなどがあります。社会教育委員会議で議論を重ねられ、まとめられました、この22の提案につきましては、今後、十分な検討を行い、取組ができるものにつきましては、順次進めてまいります。

また、現行の生涯学習推進基本計画の計画期間が、平成26年度までとなっておりますので、その見直しに生かすとともに、次期教育ビジョンに盛り込むなどして、取組を推進していきたいと考えております。

また、本年度は、フォーラムを開催し、地域の教育力向上に関する意識啓発を進めてまいります。

以上で、第29期社会教育委員の建議書に関する報告を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。これにつきまして、佐藤委員。

○佐藤委員

すみません、替わったばかりの課長さんに言うのは大変、申し訳ないのですが、実はここに玉木さんがいるといいのですが、なぜこのメンバーをと言ったのは、この懸案、提案事項、まずこれはどこに対して、教育委員会に対して提案しているわけですよ。この人たちは、1年間、何を議論しているのだということがあるのです。なぜかという、平成18年に教育ビジョン

でやって、ここに書かれていることは、大体やっているのです。この中で新規性があるのは、本当に悪いのだけれども、一つくらいなのです。学校教職員への社会教育主事資格取得の奨励と有資格者の管理職への積極的登用。このくらいなものです。あとは、今、全部やっているのです。すべて、各学校で。何を議論したのだと。だから逆に言うと、相庭さんが座長でしょう。何なのだということなのです。

実は、三保次長が生涯教育の担当のときだったでしょうか。もうすでにあのころから、平成十七、八年に、生涯教育をこれからどのようにしていくのかということ、アクティブシニアの活用などということが、そのころから出ているわけです。その中で、いろいろと盛り込んでいるにもかかわらず、1年間かけて何をやってきたのだということなのです。このような程度の建議書しか作れないようでは困るわけです。税金を使って。だから、僕は、この中で、まず座長をやっている相庭さんはいらないのではないかと考えています。本当に。全く新規性が無いわけです。

○委員長

ということは、この委員の委嘱と建議。

○佐藤委員

関連しているから、僕は申し上げたのです。だって、ここに書かれて提案しているものは、みんなやっていますよ。全部。違いますか。

○委員長

それについて、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

確におっしゃるように、いくつかについては、もうすでに、なされていることも、書かれているところがございますので、おっしゃるような部分も多いかとは思っております。これにつきましては、さらに拡充をというところもございますから、その辺を受けながら、私どもとしても十分な検討をしていきたいと思っております。

○委員長

これを基に、さらに。

○生涯学習課長

これを検討したうえで。

○委員長

いくということですね。

○佐藤委員

活用といっても、これはやっているのだから、次期教育ビジョンに盛り込むと、何を今さら言っているのということなのです。だから、もう一回やり直せと。逆にいうと。これではだめだというように、教育委員として、僕は言わなければいけないと思っております。

○委員長

教育委員会に対しての建議と。

○佐藤委員

だから、これではだめだと。教育委員会としては、教育委員としては、こんなもの建議にならないと。もう少し深く突っ込

	んで、もう少し新規性を出してくれと。話にならない。
○委員長	教育ビジョンで返してもいいわけだからね。
○佐藤委員	それは、俺が言ったと言っていただけでもけっこうですから。読んでいて、腹が立ってしょうがない。
○沢野委員	確かにやられていることは同じですね。
○佐藤委員	何を考えて、何を議論してきたのだと。
○委員長	まとめとしては、非常にまとまったような感じであるけれども。
○佐藤委員	だれがまとめたのかと。事務方でまとめたのでしょうか。
○生涯学習課長	文言につきましては、委員の方たちが皆さんで、議論の上でまとめられましたので。
○佐藤委員	それは事務方でまとめたのだと思うけれども、あまりにもひどい。
○委員長	委員の委嘱と本当に関連があると。
○佐藤委員	関連があるのです。社会教育委員というのは、生涯教育も含めて、学校教育も含めて全部なわけです。今、最大の問題点というのは何かと言ったら、やはり一番は、引きこもりがかなり増えている。要するに後天性の障がいなわけです。全く触れていないでしょう。では、そのときどうするのだと。地域でどうやって見守っていくのだと。これは全く触れられていないわけです。最大の課題というものを全く見落としているわけです。これでは、お話にならないです。恥ずかしくて出せない。そういった意見です。
○委員長	佐藤委員の意見に対しまして、同じ考えを持っている方はいらっしゃいますか。
○沢野委員	まず、これは向こうからこのようにしなければだめですよということを言われているのだから、これを教育委員として受けて、けれども、先ほど佐藤委員が言われたみたいなことを、委員会としてはこのように考えますみたいなことは、これは受けませんというのではなくて、とりあえず出てきたものは受けて、それに対しては、委員会としてはこうですというようなご意見を相手方に差し上げるというのは、何の無理も、事務方としては無理ないですよ。これはいやだといっってはねつけ。
○生涯学習課長	ということではなくて、一応はいただいて、それに対して。
○沢野委員	どうだということ。例えば、一般的に要望書などを受けた場合、この要望は受けられないと返すのではなくて、一旦受けて、それに対してはこうだというように返して、同じようなやり方でもいいのではないかと。
○佐藤委員	そうすると来たものは全部、検証していかなくてはいけない

のです。例えば、ここにある社会的背景、近年、子どもたちをめぐるさまざまな問題が発生しています。その背景として、家庭の教育力の低下とともに、核家族化・少子高齢化、経済格差の拡大、情報化の進展、ライフスタイルの変化、地域における地縁的なつながりの希薄化などによる、いわゆる「地域の教育力の低下」が指摘されています。これは日本語ですかというのです。

○委員長

何ページですか。

○佐藤委員

14 ページです。どうも、では経済格差の拡大が、家庭教育の教育力の低下につながっているのですかということなのだけでも、これは全く嘘です。では、江戸時代を見てくれよと。江戸時代の寺子屋制度から考えてみれば、極めて世界の冠たる識字率を持っているわけです。ペリーが来航して、いろいろな外国人が来たとき、何と極めて、教育水準の高い国民だろうとびっくりしたわけです。経済の格差ではないのです。家庭・地域の教育の低下というのは。核家族化、それからライフスタイルの変化は確かに地域の教育力の低下につながっている。これは間違いない。ただし、経済格差の拡大というのは、そんなに家庭教育のあれになっているかという、僕は決してそうは思わない。だから、そのように検証していかなければいけないのです。

○委員長

一つ一つね。

○佐藤委員

だからもう一回やり直せと言っているわけです。これではだめだと。教育ビジョンに盛り込むためには、全く新規性がないと言っているわけです。

○委員長

これは後期の大事な中盤に入っていますので、佐藤委員からご指摘が出ているわけですので、もう一回、やりますか。やっていただくような形にしますか。

○佐藤委員

いえ、だから僕としては、こういうものでは問題にならないと思いますので。例えば、教育への意識、家庭の教育力、18 ページの国の調査結果は 83%。要するに、家庭の教育力が低下したと思う。新潟市は 6 割ですよ。その代わりに、国の調査結果は 83%。国の調査結果の調査エリアはどこですか。83%、これは首都圏です。基本的に東名阪です。だから公教育の荒廃というのは、首都圏で叫ばれている。なぜか。みんな私立の小学校へ行くから、市立の教育力が荒廃しているわけです。当然ながら、そこにアンケートを出せば、こういう答えが出てくるのです。このように一つ一つ検証して行って、ただ単に数字でもって判断をしている。こうやって書いてある文言自体に腹が立つ

のです。だから、一個ずつ検証していったら、全然よくないです。マナーがよくない。これは、言い続けているから読みますけれども、今日、実は、新幹線で長岡へ行ったのです。新幹線の待合室があります。そこで中学生がだっと座っているのです。人の交通の迷惑になっているのです。最近は何いたのですが、体育館でも、校長先生の話聞くのに、みんな座って聞かなくて。我々のときは、立って聞いたと。バタッと倒れる児童がいるからみんな座らせていると。体育館はいいです。でも、新幹線の公のところで座っていることを認めさせること自体、最大の問題です。ということは、そこら中に座っている子どもたちは、最近、多いじゃないですか。教育がそれをやっているというのは、どういうことだということですか。

○教育長

地べたに座っているということですか。

○佐藤委員

地べたに座っているのですよ。信じられません。体育館ならまだいいです。体操着、着ていますからね。中学校の制服を着て座らせている教師がいるのです。最低の問題です。だから、俺も今日は、朝から腹が立っているのですけれども。

○委員長

地域の子供の様相がここに出ているわけですからね。

○佐藤委員

そういうことです。マナーがよくないです。教師がマナーを悪くしているのではないかと。このくらいの感じがします。ああいう姿を見てしまうと。もちろん、すべてのことではないけれども。そういういろいろな状況を見ながら、こういったものは考えていくべきだろうし、こういうものは建議するべきだと思う。

○委員長

実際に、歩いて見なければ分からないことがけっこうあるのです。ただ、文書を並べて、文言を並べているだけではなくて、実際に頭のほうに入れなければ分からないことはけっこうあるのです。

○吉村委員

私自身、見ていないところがあるのですが、この建議について、本来は時期が迫っていますから、そろそろまとめ上げなければならない時期にきているわけなのですけれども、さりとて、尻に火がついてばたばたやるということもうまくないだろうと思うのです。それで、残念ながら、委員会においては、拝見したけれども、今の佐藤委員も含めて、ご発言よりももっと柔らかく丁寧な言葉で相手に伝えて、検討してもらおうと。

私は、これは想像の域かもしれませんが、例えば、社会教育委員の、ここには協議を重ねてきたと書いてあるのですけれども、事務局も含めて、ここ数年でいろいろ組織の改革がありました。そういうことなども含めて、社会教育委員も、なかなか

また新しい時代に会議そのものとか、組織も難しい時代が合ったというように記憶しておりますが、そういった中で、果たして本当に重要事項をじっくり協議を重ねてくるだけの時間とか、そういうゆとりがあったのか。ややもすると追われて、何かを参考に見たりしながら、ものをまとめるということが世の中にないわけではないのです。そういう意味では、今、佐藤委員がおっしゃるようなところで、委員会ではせっかくの建議書が、建議書になり得ないところがあるので、もう少し検討をしっかりとしてもらいたいという意見であったということをしかりお伝えする。ここで終わりませんか。

○佐藤委員

それでけっこうなのです。

○吉村委員

今日、ここでこれでよしというわけにはいかない。

○委員長

それであればいいですか。

○沢野委員

先ほど、佐藤委員もおっしゃったのですけれども、いじめとか、引きこもりとか、そういう第1章の、なぜこの課題に取り組んだかという現実をもう少しまたしっかりと踏み込んで、作っていただきたいと思います。

○吉村委員

私は、組織が機能するだけの時間とか、そういうものもあるのかどうかというところも、恐らく引っかかってくるのだらうという気がするのです。そうすれば、逆に言うと、集まらない中で、何かをまとめなさい。これは無理な問題です。そうすると、そこからきちんと直していかないと、本来、本当に生きるような委員会ではないとあり得ないというところもあるのかなと、少し心配をしていました。

委員の選出もそうです。けっこう充て職的なケースもあるだろうと思います。学校教育現場からとか、地域保護者からとか、大学からとか、そういうようにどんどん流れるところもあると。

○佐藤委員

それも関連して、社会教育委員の人選というものを、もう少し事前に我々に諮っていただきたい。それは、すべての事象に言えるのですけれども、繰り返すようですけれども、私が委員長の際に、それはちゃんときちんと協議して、それから付議事件に挙げて執行していくというように手続きを踏んでくださいとお願いしたはずなのです。

○委員長

それは伝達でいっていなかったのだと思うのですけれども。

○沢野委員

人選というのも、決まった段階で、いつもこうやって提示されていたのですか。

○委員長

決まってから審議されるものだから、いつもここで突っかかるのです。人選される前に、こういうメンバーもいいのではないとか、本当に実践を積んでいる人たちをメンバーに入れる

とか、そういうことが先に出てこないで、こういう問題が起こるのです。

吉村委員がおっしゃったように、この場合はそれで収めますか。ということで、佐藤委員からOKが出ましたので、新任で入ってこられたばかりなので。

○佐藤委員

すみませんね。

○委員長

これは大事なことなので、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

続きまして、教職員課お願いいたします。

○教職員課長

教職員課の高居でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員の市民感覚のないマナー違反の教員を採用しないように、私たちも精いっぱいがんばらせていただきます。併せて、管理職にも対応しておりますので、厳正に市民感覚に富んだ選考をしていきたいと思っております。

それでは、平成25年度の新潟市の小・中学校教員の採用選考検査の概要について、説明をさせていただきます。なお、4月25日が公告日なので、詳細について、ご説明できないところがありますが、ご容赦いただきたいと思っております。41ページをご覧ください。

まず、基本方針についてです。1点目は、新潟市では、教育に対する情熱と使命感、さらには優れた人権感覚、それから市民感覚、豊かな人間性を備えた人材を得るために、厳正で公平な選考検査を実施してまいります。2点目は、採用5年を終わりました。その5年を総括し、市の独自性をより発揮した採用選考検査の実施に努めてまいります。3点目は、今まで同様、採用数や日程などについては、新潟県と緊密な連絡をとって進めていきたいと考えております。

次に、選考検査の概要についてです。まず、受検区分、過去2次合格者数について説明いたします。小学校教諭、中学校教諭、養護教諭の過去3年間の2次合格者数の推移は、表のとおりでございます。

次に、平成25年度の採用予定数ですが、この数は定年退職者数、あるいは教員の需給見込みをもとに県と協議しながら決定しております。4月25日に受検案内にて公告するということとなります。

次に、受検区分について、説明いたします。選考には一般選考と特別選考があります。特別選考のⅠは障がい者対象です。特別選考のⅡは、民間企業や官公庁などで勤務経験のある人で、教育に関する専門的な知識や経験を有する人が対象です。特別

選考Ⅲは、教職経験者が対象者となります。特別選考Ⅳは、前年度の新潟市教員採用選考の2次検査で、不合格になって採用されなかった人が対象です。なお、特別選考Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの対象者には、筆記検査のⅠとⅡが免除されます。

ここで、特別選考Ⅳについて、少し説明させていただきます。この制度は、本年度から実施するものです。目的は、優秀な教員を確保することと、一定の受検倍率を確保するという事です。対象者は、先ほどお話ししましたが、昨年度受検した人で、1次は合格したけれども、2次検査で不合格になった人です。2次検査で不合格になった人の中にも優秀な者がおり、そのような人間は、ぜひとも次の年も挑戦してほしいと考え、この制度を設けました。今年度の対象者は、小学校で27名、中学校で23名の50名となります。これは、あくまでも全員が受けた場合でございます。年度が変わりましたので、民間に流れた人もいる可能性もあります。

42 ページをご覧ください。次に選考検査の日程について説明いたします。受検案内の配布、願書の受付は、公告日の4月25日からです。1次検査は7月7日、8日の2日間。2次検査は8月17日、18日、19日の3日間行います。検査結果の通知は、それぞれ1次試験が7月の下旬、2次検査が9月の下旬。それぞれで合格者の受検番号をホームページに掲載し、文書で各自にも通知いたします。

選考検査の内容と会場について、ご説明いたします。第1次検査は、1日目に適性検査と個人面接及び養護教諭の実技検査を行います。2日目に論文、教職・一般教養について問う筆記Ⅰ、教科について問う筆記Ⅱ、中学校の音楽・体育及び養護教諭の実技検査及び個人面接を行います。個人面接では、模擬授業で授業力を見ることはもちろんですが、模擬授業を通して、その人となりもしっかりと見取るようにしていきたいと思えます。2次検査では、1日目に小学校教諭の実技検査と個人面接、2日目に個人面接、3日目に集団面接を行います。2次検査でも、生徒指導などの場面指導を含んだ個人面接や受検者同士のかかわり合う場面を設定した集団面接を取り入れ、人間力を重視した選考を行いたいと考えています。検査会場は、昨年と同様、1次が高志高等学校、2次が宮浦中学校となっております。

最後になりましたが、例年、教育委員の皆様からは、採用にかかわる最終点検をしていただいております。今年度も、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。これにつきまして、ご質問はござ

いますか。

○齋藤委員

41 ページの選考区分のところですが、今年度からという特別選考Ⅳ、小学校 27 人、中学校 23 人。この方には通知をされるのですか。

○教職員課長

昨年度 2 次不合格ですという通知がありまして、そこに来年度、同じ校種、同じ教科で受ける場合は、筆記検査Ⅰ、Ⅱが免除ですと書いてあります。当日、それは 1 年間、保管してくださいということで、通知済みです。

○齋藤委員

ちなみにこういう制度というのは、新潟市以外に前例とかあるのですか。大変失礼ですが、どこかを参考にされたとか。

○教職員課長

聞いておりませんが、今年から私たちも、ぜひとも優秀な人間を確保したい。先ほど言いましたが。それから、採用数が少ないと、受検者も当然少ないです。自動的に受検倍率が下がります。そうすると、優秀な人間を採用できないという可能性もあるわけです。だから、一定の倍率を確保するというので、教職員課の中で、いろいろ相談をしながら、昨年度の段階で決定しました。

○吉村委員

今の教職員課の案の逆の心配は何ですか。例えば、前年にも 1 次パスしていて、自信を持ってもう一回挑戦というのが 23 人。例えば、校種によっては数が違うがいます。常識的に考えて、今の動きからしても、新規採用は今年度はなかなか厳しいなど。その中で、例えば、平成 24 年度は小学校 25、中学校 12 ですよ。ここに前年の半分パスした人間が、今年こそはと駆けつけてくる。逆を言うと、本当の新卒の若者たちはけっこうプレッシャーになるのだらうと思います。1 年間、さらに勉強した連中と競争しながら採用試験を受ける。その中で、1 次パスした人は、選考内容の一部をパスにするといった場合に、課長さんは人材確保のための逆の心配というのは、どういうところをしていますか。

○教職員課長

教職員課は、その件に関しては、全く心配しておりません。どうしてかと言いますと。

○吉村委員

いえ、その件でなくてもいいです。心配されたところがあったら教えていただきたいと。

○教職員課長

それは全くございません。

○吉村委員

自信満々と。分かりました。

○教職員課長

背景には、実は、一般では大量の採用があつて、その人たちは徐々に定年していけますよね。教員は少し遅れまして、ピークは 3 年後ぐらいなのです。だから、先ほど言いましたように、定年者が多ければ、当然、採用者が増えます。だから、そ

ういうところで定年者が多いので、採用の数も少しずつ増えていくのではないかと。先ほど言いましたように、公告前の数を言えないのが申し訳ないのですが、その心配は、正直しておりません。

○吉村委員

何がづらいと、やはり新規の人、あるいは経験した人も含めてですが、いい人材が新潟市から逃げていくと。これが一番、独立採用している恐さです。それを何とか防ぐ方法を考えないと。

○委員長

よろしいでしょうか。県との緊密な連携というのはどういうことですか。

○教職員課長

県との教員の人事交流をしております。そして、私たち新潟市で採用した新採用も原則5年、新潟市で勤務しますと、新潟市では味わえないといいますか、経験できない地域へ行って、3年間研修をしてきます。だから、県との交流をお願いしているのです。また、新潟市へ戻ってきますので、県との人事交流も含めながら必要ですので、そのことで県との連携という形を取らせていただきます。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。ないでしょうか。では、ぜひとも、優秀な人材を新潟市に確保できるように、試行錯誤してください。お願いいたします。

○教職員課長

ありがとうございました。

○事務局

付議事件に戻る前に事務局から連絡させていただきたいことがございますので、休憩をお願いいたします。

○委員長

では、休憩ということでよろしいでしょうか。

(休憩)

○委員長

では、付議事件の議案第1号をお願いいたします。

○生涯学習課長

先ほどご質問がございました、新潟大学の先生方が、なぜ2名かということをお話しさせていただきます。

社会教育関係につきましては、市内に大学がたくさんございますけれども、やはり専門でお願いできるという状況のところ新潟大学ということで、少し限られているところがございます。お二方のうちお一方につきましては、社会教育の中でも人権の専門であるということ。もう一方は、公民館の運営などもやっておりますけれども、社会教育施設と現場などのこともよくご存じで、また青少年教育のことも、よくご存じでいらっしゃるということで、そういうところで同じ新潟大学ではございますけれども、2名ということでお願いさせていただいております。

○佐藤委員

今回は、スタートするわけだから、これでだめだと。もうお

願いしてしまっていて、あなたはやはりだめだというわけには
いかないだろうから、次回からはこういったことがないように、
ぜひお願いしたいと思いますし、だから本来、新しく替わった
ばかりの課長の担当ではないのです。その前の前のところまで、
議案としては上程すべきなのです。だって、分かっているのだ
から。デッドエンドが分かっているわけだから、当たり前の話
なのです。それを怠ったということでありまして。

○委員長

議事録として上がりますので、この次からは、付議事件とし
てあげていただきます。事前に、我々に諮っていただくよろし
いでしょうか。よろしくおねがいたします。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

5月定例会は、5月11日（金）午後3時30分から、6月
定例会は6月6日（水）午後3時30分からでお願いしたい。
7月につきましては、7月9日（月）午前10時からという予定
になっております。

一方、市内視察の関係でございますが、まず5月の日程につ
きましては、5月16日（水）午前中。訪問先は沼垂幼稚園を予
定しています。次に、6月ですが、6月29日（金）午前になり
ます。中央図書館、公民館を候補としております。7月につ
きましては、7月3日（火）午前中、学校関係ということで、特
にはっきりしておりません。この辺また、決まりましたらご案内
いたしますので、よろしくおねがいたします。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時35分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員